

# 川越市プレミアム付商品券販売及び換金等業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

## 1 目的・趣旨

令和元年10月に予定されている消費税率の引上げに際し、低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えすることを目的として実施する「プレミアム付商品券事業」のうち、商品券の販売及び換金等の業務を実施します。

本業務を実施するに当たり、価格だけでなく事業の適切な実施の観点から、多くの事業者から多様な提案を求め、また、公正かつ公平な方法で、総合的な見地から最適な事業者を選定するため、公募型プロポーザルを実施するものです。

## 2 業務の概要

### (1) 業務名称

川越市プレミアム付商品券販売及び換金等業務委託

### (2) 業務内容

別紙「川越市プレミアム付商品券販売及び換金等業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりです。なお、上記仕様書は、本プロポーザルの企画提案の内容を踏まえ、契約事業者及び市の双方の合意の下、一部変更することができるものとします。

### (3) 履行期間

契約締結の日から令和2年3月31日(火)まで

### (4) 契約限度額

338,000,000円

#### 【内訳】

業務費 38,000,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）

プレミアム分 300,000,000円

## 4 担当課

川越市 産業観光部 産業振興課

（担当：町田、吉川）

所在地 〒350-8601 川越市元町 1-3-1

電話 049-224-8811（内線2723） 049-224-5934（直通）

メールアドレス [sangyoshinko@city.kawagoe.saitama.jp](mailto:sangyoshinko@city.kawagoe.saitama.jp)

ホームページURL <http://www.city.kawagoe.saitama.jp/>

## 5 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる条件をすべて満たすものとします。

- (1) 川越市競争入札参加者の資格等に関する規程に基づく平成31・32年度川越市競争入札参加者資格者名簿に登載されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (3) 本業務委託の公募の日から業務委託契約締結の日までの間のいずれかの日においても、川越市建設工事等の契約に係る指名停止の措置要綱の規定に基づく指名停止期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）でないこと。
- (5) 川越市建設工事等暴力団排除措置要綱に基づく指名除外措置を受けていないこと。
- (6) 過去5年間（平成26年度～平成30年度）に、地方公共団体、商工会議所又は商工会において、商品券販売及び換金等の業務を受注した実績があること。

## 6 公募型プロポーザル実施スケジュール

内 容	期日等
(1) 公募の開始	令和元年 6 月 27 日（木）
(2) 参加申込書の提出	令和元年 7 月 2 日（火）午後 5 時（必着）まで
(3) 参加申込審査結果の通知	令和元年 7 月 3 日（水）
(4) 質問の提出	令和元年 7 月 5 日（金）午後 5 時（必着）まで
(5) 質問の回答	令和元年 7 月 8 日（月）
(6) 企画提案書等の提出	令和元年 7 月 12 日（金）午後 5 時（必着）まで
(7) ヒアリング審査	令和元年 7 月 18 日（木）
(8) 選考結果通知・結果公表	令和元年 7 月 22 日（月）
(9) 契約内容の調整・仕様書の決定	令和元年 7 月下旬
(10) 見積書の提出	令和元年 7 月下旬
(11) 契約締結	令和元年 8 月上旬

## 7 公募型プロポーザル実施手順

### (1) 公募の開始

公募型プロポーザル実施要領等の配布開始日、配布場所等

○ 配布開始日

令和元年6月27日（木）

○ 配布場所

川越市ホームページに掲載（下記ページからダウンロードできます。）

<http://www.city.kawagoe.saitama.jp/jigyoshamuke/nyusatsunohiroba/hatchujoho/proposalanken.html>

※産業振興課窓口にて配布開始日より直接配布も行います。

（土日を除く午前9時から午後5時まで）

※郵送による配布は行いません。

○ 配布資料

- ・ プロポーザル実施要領（本書）
- ・ 仕様書
- ・ 業務委託契約書及び約款
- ・ 参加申込書（様式1）
- ・ 誓約書（様式2）
- ・ 類似契約実績書（様式3）
- ・ 質問票（様式4）
- ・ 企画提案書（様式5）
- ・ 実施体制調書（様式6）
- ・ 業務工程表（様式7）
- ・ 見積書（様式8）
- ・ 辞退届（様式9）

(2) 参加申込書の提出

本公募型プロポーザルに参加する意思がある事業者は、参加申込書（様式1）・誓約書（様式2）・類似契約実績書（様式3）を令和元年7月2日（火）午後5時までに、産業観光部産業振興課に郵送、FAX（049-224-8712）又は持参してください。郵送又はFAXの場合は期限までに必着とします。

※ 類似契約実績書（様式3）に記載した契約について、契約書の写しを添付してください。

※ 郵送又はFAXの場合は、「産業振興課」へ送付（送信）した旨を電話にて連絡願います。

(3) 参加資格確認結果の通知

参加申込書等を提出した事業者には、令和元年7月3日（水）までに参加資格の確認結果について、電子メールで通知します。

(4) 質問の提出

参加資格を有する事業者が本公募型プロポーザルに関して質問がある場合は、「質問票（様式4）」を提出してください。

○ 受付期間

令和元年7月4日（木）から令和元年7月5日（金）午後5時（必着）まで

○ 提出方法

「質問票」に必要事項を記入し、電子メールに添付して「産業振興課」へ送信してください。電子メールの表題は「プロポーザル質問（事業者名）」としてください。電子メール送信後、「産業振興課」に送信確認の電話をしてください。電子メール以外での質問（電話での問い合わせ等）については回答いたしません。

(5) 質問の回答

質問に対する回答は、令和元年7月8日（月）午後5時までに、ホームページで公開します。

(6) 企画提案書等の提出

参加事業者は、選考に必要な次の書類（以下「提出書類」という。）を持参又は郵送により提出してください。なお、提案は1者につき1つの提案の提出に限ります。

○ 提出書類

提出書類は、次の表のとおりです。提出書類は、特に指定がある場合を除き、日本工業規格によるA4判の規格による普通紙を縦書きに使用し、文章は横書きとしてください。文字サイズは、10ポイント以上とします。文字色等の指定はありません。提出書類のうち、「4見積書」の3部以外は、会社名、ロゴマーク等作成した事業者名を特定できる内容の記述は一切しないでください。

	提出書類	部数	注意事項
1	企画提案書	10	指定様式による（様式5） ※ ページ数はA4判6ページまでとしてください。
2	実施体制調書	10	指定様式による（様式6）
3	業務工程表	10	指定様式による（様式7）
4	見積書	10	指定様式による（様式8） ※ 作成部数10部のうちの3部については、事業者の所在地、名称、代表者印を押印してください。

○ 提出期間

令和元年7月9日（火）から令和元年7月12日（金）までの午前9時から午後5時まで（郵送の場合は、7月12日（金）午後5時必着）

(7) ヒアリング審査

選考は、ヒアリング審査によって行います。ヒアリング審査は、提案についてプレゼンテーションを行っていただきます。その際、プレゼンテーションの出席者は3名以内とします。プレゼンテーションの時間は20分以内で、その後質疑応答（10分程度）を行う予定です。

ヒアリング審査の実施は、令和元年7月18日（木）を予定しています。時間、会場等の詳細は、企画提案書等の提出を行った参加事業者に、令和元年7月15日（月）ま

でに電子メールにより通知します。

#### ○ 評価

評価は、本公募型プロポーザルのために組織した審査委員会（以下「審査委員会」という。）が、別紙「評価基準表」により行います。ヒアリング審査による評価の合計点が最上位の者を契約予定事業者に決定し、次に得点の高かった者を、次点の契約予定事業者として決定します。最高得点の者が複数となった場合は、審査委員会が決定します。

なお、選考に当たり、審査委員会において最低基準を設けます。また、参加事業者が1者の場合も選考を行いますが、全ての参加事業者の提案が最低基準を満たさなかった場合は、再度公募を行うものとします。

契約予定事業者が何らかの理由により、契約締結に至らなかった場合には、次点の者を契約予定事業者とします。

#### ○ その他

ヒアリング審査にパソコン、プロジェクター等を使用する場合は、「産業振興課」に事前に連絡の上、相談してください。この場合において、必要機器は、参加事業者が用意するものとします。

また、ヒアリング審査の場において、参加事業者名が特定可能な内容の表現（参加事業者名、参加事業者のロゴ、標語等の表示等）はしないでください。

なお、審査委員会での選考は、非公開とします。また、選考結果に対する異議申立ては、受理しません。

#### (8) 選考結果通知・結果公表

選考結果は、令和元年7月22日（月）までにヒアリング審査に参加した参加事業者に電子メールにより通知します。

選考結果は、川越市ホームページで公表する予定です。

#### (9) 契約内容の調整、仕様書の決定

契約候補者と産業観光部産業振興課との間で業務内容の調整を行い、仕様書を確定します。

#### (10) 見積書の提出

契約候補者は、確定した契約内容に基づき、契約締結に向けた見積書を提出します。

#### (11) 契約締結

契約書に調印し、契約を締結いたします。

### 8 参加事業者の失格

参加事業者が次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- (1) 「参加資格」の要件を満たさなくなった場合
- (2) 「企画提案書等の提出」の提出期限までに提出書類が提出されなかった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合

- (4) 見積額が事業費限度額を超えている場合
- (5) ヒアリング審査に参加しなかった場合
- (6) 選考の公平性を害する行為があった場合
- (7) 前各号に定める場合のほか、提案に当たり著しく信義に反する行為等により、審査委員会委員長が失格と認めた場合

## 9 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルへの参加に要する費用は、全て参加する事業者の負担とします。
- (2) 提出書類の提出後の修正又は変更は、一切認めません。
- (3) 川越市と契約を締結する事業者は、予定した管理責任者及び担当者を配置するものとし、当該管理責任者及び担当者の交代については、死亡、傷病、退職等のやむを得ない場合を除き、これを認めないものとします。
- (4) 川越市と契約を締結する事業者は、提出書類である業務工程表（様式7）に記載する内容を基に川越市と協議を行い、決定したスケジュールに基づき業務を実施するものとし、川越市の許可なく業務工程の変更はできないものとします。
- (5) 提出書類の著作権は、参加する事業者に帰属します。ただし、川越市が本公募型プロポーザルの結果の報告、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとします。
- (6) 提出された書類は、返却しません。
- (7) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、川越市情報公開条例（平成8年条例第15号）に基づき提出書類の公開について判断します。
- (8) 「参加申込み」の後に辞退する場合は、辞退届（様式9）を提出するものとします。